

## 高知ジュニアオーケストラ規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、音楽を通じて感性豊かな青少年の育成を図るとともに、県民の音楽に対する理解を深め、本県の音楽文化の振興を進めるため設置する高知ジュニアオーケストラについて必要な事項を定める。

### (楽団の運営)

第2条 高知ジュニアオーケストラ（以下「ジュニアオーケストラ」という）の運営は、高知県立県民文化ホール（以下「県民文化ホール」という）が行うものとする。

### (事業)

第3条 ジュニアオーケストラは、次の事業を行う。

- (1) 定期演奏会、合同演奏会の開催
- (2) 学校、福祉施設等での出張演奏会の開催
- (3) 前2号に定めるもののほか、高知県立県民文化ホール館長（以下館長」という）が必要と認める事業

### (組織)

第4条 ジュニアオーケストラに音楽監督を置き、館長が委嘱する。

- 2 音楽監督は、専門的立場から団員に音楽的指導を行うとともに、必要に応じて団務へのアドバイスをを行う。
- 3 ジュニアオーケストラに指導講師を置く。
- 4 指導講師は、音楽監督の意を受け、パート別に団員の音楽指導を行う。
- 5 指導講師は、館長が委嘱するものとし、選任に当たっては音楽監督の意見を聞くものとする。
- 6 団員の音楽的技能の向上を図るため、音楽に関してすぐれた才能や特別な技能を持っている者の指導を受けることが特に必要であると認めるときは、音楽監督と協議の上、特別指導講師を招くことができる。
- 7 ジュニアオーケストラは、通常の「合奏コース」のほか、ヴァイオリン、チェロの入門者を対象とした「入門コースB」と初級者を対象とした「入門コースA」をおく。入門コースBを経た者は入門コースAへと進む。入門コースAでは基礎練習を続けながら、曲により合奏練習に参加する。入門コースB、入門コースAは、原則としてそれぞれ2年間とする。
- 8 第7項の規定にかかわらず、講師、音楽監督が認める場合は、進度に応じて次のコースに進めるものとする。

### (団員の募集)

第5条 団員の募集は、原則として4月に行うものとする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、

随時募集を行うものとする。

#### (入団)

第6条 ジュニアオーケストラに入団できる者は、次の各号に該当する者のうち入団させることが適当であると館長が認める者とする。

- (1) 原則として、小学校1年生以上大学生以下で、かつ、高知市または高知市近辺に居住していること。
- (2) 音楽に興味があり、熱意を持ってオーケストラ活動に参加できること。
- (3) 定例の練習及び特別練習等に参加できること。
- (4) 入団について、保護者の承諾を得ていること。

- 2 ジュニアオーケストラに入団しようとするものは、所定の申込書により応募しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、音楽的技能にすぐれ、ジュニアオーケストラの編成上必要があると認められるときは、その者を特別に入団させることができる。

#### (練習)

第7条 定例練習は、原則として毎週土曜日の午後2時から午後4時までとする。

入門コースBは、原則として午後1時から午後2時までとする。

入門コースAは、原則として午後1時から午後4時までとする。

- 2 定例練習のほか、音楽監督が必要であると認める場合は、館長と協議の上特別練習を行うものとする。
- 3 練習会場は、高知県立県民文化ホールの練習室及び多目的室とする。

#### (会費の納入)

第8条 団員の保護者は、毎月の会費として月額3,000円を納入しなければならない。ただし、入団後2カ月の間は、会費の納入を免除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、家族の中に団員が二人以上いる場合は、一人につき2,000円に減額するものとする。
- 3 指導講師がいない楽器で参加する場合の会費は月額1,500円とする。
- 4 やむを得ない事情により、月の練習に一度も出席できない場合は、当該月の会費を免除するものとする。
- 5 毎月の会費のほかに、別途教材費を徴収することがある。

#### (退団・休団)

第9条 館長は、次の各号に該当する場合は団員を退団させることができる。

- (1) 特別の理由がないにもかかわらず練習への参加が少ないなど、オーケストラ活動に熱意が認め

られない者

(2) 協調性に欠けるなど在団することが不適當であると認める者

(3) 特別の理由がないにもかかわらず3カ月を超えて会費を納入しない者

2 館長が前項の規定により団員を退団させようとするときは、音楽監督または指導講師の意見を聞くものとする。

3 団員が自らの意思により退団しようとする場合は、所定の退団届を提出しなければならない。

4 団員が自らの意思により休団しようとする場合は、所定の休団届を提出しなければならない。

(楽器の貸出)

第10条 館長は、必要がある場合は団員に楽器を貸し出すことができる。

2 楽器の借り受けを希望する場合は、団員の保護者が所定の申込書を提出し、館長の許可を受けなければならない。

3 楽器の貸出期間は、1年を超えないものとする。ただし、特別の事情があると館長が認めたときは、貸出期間を延長することができる。

4 楽器を借り受けた者の保護者は、別に定める金額を負担しなければならない。

5 楽器を借り受けた者は、善良な管理者の注意をもって楽器を使用しなければならない。

6 団員が故意または重大な過失により楽器を損傷したときは、その保護者は修理代を負担しなければならない。

(収支の報告)

第11条 館長は、毎年度ジュニアオーケストラに関する収支の状況を団員の保護者に報告するものとする。

(団務の処理)

第12条 ジュニアオーケストラに関する業務は、県民文化ホール業務課が所管し、館長がこれを統括する。

附則 この規約は、平成24年1月7日から施行する。

附則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成30年10月1日から施行する。